

長崎市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 29 年 7 月 28 日

長崎市農業委員会

(改正：令和 2 年 7 月 30 日)

(改正：令和 5 年 8 月 28 日)

第 1 基本的な考え方

「農業委員会等に関する法律」(昭和 26 年法律第 88 号)(以下「法」という。)の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

長崎市の農業は、経営規模が零細で耕地は分散し、その大半は狭小で中山間部に階段状に展開している。また、営農類型もそれぞれの地域で違いがあるため、それぞれの地域の実態に応じた農地利用の最適化に向けた取り組みが求められている。

さらに、全国的に問題となっている高齢化や後継者不足による農業従事者の減少による遊休農地の拡大が懸念されることから、農地の利用状況調査による現状の把握に努め、山林化した農地の非農地判断を行うなど、守るべき農地を明確化するとともに、農地が有効に利用されるよう地域及び関係機関と連携して担い手への農地の集積・集約化に取り組むため、「地域計画」(※1)に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)が連携し、地区での活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、長崎市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第 5 条第 1 項に規定する長崎県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第 6 条第 1 項に規定する長崎市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として 10 年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動推進等について(以下「ガイドライン」という。)(令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通

知)に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

※1 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案(令和4年法律第56号)による改正後の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。(以下「改正基盤法」という。))第19条第1項の規定に基づき、長崎市が農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率のかつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農業地等を表示した地図などを明確化し公表したものの。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標及び目標設定の考え方

① ガイドラインに基づき、令和3年度の利用状況調査により判明した「緑区分」の遊休農地から、農地として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、かつ、今後、農地として利用する見込みがないものを除外した面積(69.4ha)を令和8年度までの5年間で解消する。

	管内の農地面積(A)※1	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和4年3月)	2,130 ha	69.4 ha	3.25 %
目 標 (令和9年3月)	2,130 ha	0 ha	0 %

※1 管内の農地面積は、農林業センサスにおける耕地面積

② 活動年度の前年度の利用状況調査により新たに発生した遊休農地(緑区分)については、当該活動年度にその全てを解消する。

(2) 遊休農地発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

・ 農業委員と推進委員による農地法に基づく利用状況調査及び利用意向調査の実施の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について(平成21年12月11日21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長、農林水産省農村振興局長通知)」に基づき実施する。

・ 利用状況調査により、農地利用の実態調査を行い、農地として利用できる遊休農地については、地域の担い手への農地集積を進め、優良農地として活用維持保全を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

・ 農家や農地所有者等の意向を踏まえた「目標地図」の作成や見直しに協力するとともに、「地域計画」に基づいて中間管理事業を活用した利用調整に取り組む。

- ・遊休農地の所有者に対する意向調査の結果を踏まえ、農地中間管理機構と情報共有を図る。

③ 非農地判断について

- ・山林の様相を呈した再生困難な農地については、現況に応じて速やかに非農地判断・通知を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地発生防止・解消の評価方法

ガイドラインに基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標及び目標設定の考え方

ガイドラインに基づき、長崎県が定める「長崎県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」で掲げる令和12年における集積率82%を本指針の目標とする。

	管内の農地面積(A) ※1	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和4年3月)	2,130 ha	359.5 ha	16.9 %
目 標 (令和13年3月)	2,130 ha	1746.6 ha	82.0 %

※1 管内の農地面積は、農林業センサスにおける耕地面積

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の推進について

- ・今後長崎市が策定する「地域計画」を推進するため、地域の中心となる担い手の掘り起こしなどを行うとともに、地域での話し合いを通じ、農地利用の集積・集約化のための調整活動に積極的に関与する。

② 農地中間管理機構等との連携について

- ・農地中間管理機構等の関係機関と連携し、担い手の意向を踏まえて、積極的に農地中間管理機構への貸し付けを進め、農地の利用集積を行う。

③ 担い手への集積活動の推進について

- ・担い手に対して、農地中間管理事業の活用や利用権の設定を促す。
- ・農地中間管理事業や認定農業者制度について農委だより等で周知する。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

ガイドラインに基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 目標及び目標設定の考え方

ガイドラインに基づく目標を設定する時点で農業委員会が把握している過去3年度において権利の設定又は移転が行われた農地の面積（※1）の平均1割以上の面積を、農地の所有者から、新規参入者に対する貸付等を行うことについて同意を得る。

※1 権利移動面積は、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公表された農用地利用集積計画による権利移動面積

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- ・新規参入希望者からの農地の貸借、取得の相談に対して、担い手育成協議会の関係機関と連携し、随時、指導・助言を行う。

② 新規就農フェア等への参加について

- ・関係機関と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加し、新規就農希望者の情報収集に努める。

(3) 新規参入の促進の評価方法

ガイドラインに基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

長崎市において策定された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、長崎市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた農業を担う者への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力